

函館市老人保護措置費の支弁に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所者に係る老人福祉法第11条第1項の規定による措置に要する費用（以下「措置費」という。）の支弁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務費)

第2条 本市の区域内に所在する施設の一般事務費（月額）は、別表1のとおりとする。

2 本市の区域内に所在する施設の特別事務費（月額）は、次の第1号および第3号に示す額の合計額を当該施設の入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額（円未満切捨て）に、第2号、第6号および第7号に示す額ならびに第5号により算定した額を合算した額とする。ただし、各会計年度の3月分の特別事務費（月額）の算定に当たっては、第4号により算定した額を加えるものとする。

(1) 寒冷地加算

寒冷地加算単価（月額）は15,120円とし、当該施設における入所定員（老人福祉法第15条第4項の規定により市長が認可した人員をいう。この要綱において、以下同じ。）に乗じて算定するものとする。

(2) 夜勤体制加算

本市が夜勤体制加算の対象として認定する施設における夜勤体制加算の加算単価（年額）は、別表2のとおりとし、特別事務費（月額）の算定に当たっては、当該施設における入所定員に12を乗じて得た数で除することにより算定（10円未満四捨五入）するものとする。

(3) 事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費単価（月額）は2,310円とし、入所定員に乗じて算定するものとする。

(4) 入所者処遇特別加算

本市が入所者処遇特別加算の対象として認定する施設における入所者処遇特別加算の加算単価（年額）は、別表3のとおりとし、各会計年度の3月分の特別事務費の算定に当たり、当該施設の3月1日現在の入所定員により除して得た額を算定（10円未満四捨五入）するものとする。

(5) 民間施設給与等改善費加算

本市が民間施設給与等改善費の対象として認定する施設における民間施設給与等改善費の加算率は、別表4のとおりとし、特別事務費（月額）の算定に当たっては、一般事務費（月額）と第1号から第4号に掲げる特別事務費（月額）の合算額に加算率を乗じて得た額を算定（1円未満切り捨て）するものとする。

(6) 介護保険料加算

施設における被措置者のうち、函館市老人福祉法施行細則別表第1に基づく費用徴収基準の1階層の適用を受ける者であって、介護保険法における第1号被保険者に該当する者に係る特別事務費（月額）の算定に当たっては、当該被措置者が支払うべき介護保険料（月額）の額を算定するものとする。

(7) 介護サービス利用者負担加算

施設における被措置者のうち、介護保険法に基づく介護サービスを利用した者に係る特別事務費（月額）の算定に当たっては、当該被措置者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額に、当該措置を実施する市町村の長が定める支弁率を乗じて得た額を算定（1円未満四捨五入）するものとし、本市の被措置者に係る支弁率は、別表5のとおりとする。

3 事務費にかかる手続等に関しては、老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知）に基づくものとする。

4 本市の区域外に所在する施設の事務費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

(生活費)

第3条 本市の区域内に所在する施設における一般生活費は、別表6のとおりとする。

2 期末加算は、5,140円とし、各会計年度の12月1日現在における施設の被措置者について、12月分の生活費として算定するものとする。

3 被服費加算は、1人当たり1,000円とし、各会計年度の4月1日現在における施設の被措置者について、4月分の生活費として算定するものとする。

4 加算の特例

施設における被措置者のうち、70歳以上の者および国民年金法別表に定める1級または身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）については、1人当たり22,500円（月額）の範囲内において、生活費として算定するものとする。

5 本市の区域外に所在する施設的生活費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（移送費）

第4条 本市の区域内に所在する施設にあつては、次の各号に掲げる移送に必要な最小限度の額を移送費として算定するものとする。

（1）措置の開始、変更または廃止に伴って施設へ入所する場合または施設から退所する場合

（2）被措置者が施設から医療機関へ入院および退院する場合（生活保護法に基づく医療扶助により受給する場合を除く。）

2 本市の区域外に所在する施設の移送費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（葬祭費）

第5条 本市の区域内に所在する施設における葬祭費の基準額は、一件当たり194,000円とする。

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、火葬に要す

る費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において、当該超える額を基準額に加算するものとする。

4 死亡診断または死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算するものとする。

5 火葬または埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算するものとする。

6 遺留金品を充当する場合は、当該充当額を前各号により算定した額から控除するものとする。

7 本市の区域外に所在する施設の葬祭費は、当該施設の所在する市町村の長の定める基準に基づき、算定するものとする。

（各月の支弁基準額の認定方法等）

第6条 市長は、各会計年度当初に、本市の区域内に所在する施設ごとに事務費、生活費、移送費および葬祭費の基準額を定め、当該施設および当該施設に被措置者を措置した市町村の長に対し、通知するものとする。

2 事務費および生活費の支弁月額とは、各月1日の被措置者ごとに算定するものとする。ただし、月の途中で措置を開始し、または廃止した場合の当該月における生活費支弁額は、第3条により算定した生活費（期末加算と被服費加算を除く。）の額に、当該月の実措置日数を当該月の実日数で除して得た数を乗じることにより算定するものとする。

3 移送費および葬祭費は、支弁の対象となる事実の発生のつど、第4条および第5条により算定するものとする。

（請求、支弁および精算）

第7条 本市の被措置者が入所する施設の長は、本市の被措置者に係る

事務費および生活費について，4半期ごとに市長に請求しなければならない。

2 市長は，前項の規定による請求があったときは，これを審査のうえ，各月ごとに概算払いの方法により支弁するものとする。

3 本市の被措置者が入所する施設の長は，本市の被措置者に係る事務費および生活費について，4半期ごとに必要な書類を添えて，市長に精算報告しなければならない。

(支弁の条件)

第8条 第2条第2項第5号の規定による民間施設給与等改善費による加算のうち，人件費加算分は職員の人件費に，管理費加算分は施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものとする。

2 第2条第1項の規定による一般事務費は，人件費および管理費に区分し，その内訳は，別表7のとおりとし，人件費は，職員の本俸，諸手当等職員に支給される諸経費および社会保険料事業主負担金等をいい，管理費は，職員の旅費，職員研修費，庁費，保健衛生費，特別管理費等施設の管理運営に必要な人件費以外の諸経費をいうものとする。

(報告，検査および指示)

第9条 市長は，必要があると認めるときは，第7条の規定による請求があった施設または支弁を受けた施設に対し，措置費の支弁に関し必要な事項について，報告を求め，検査し，または指示することがある。

(取り消し等)

第10条 市長は，第7条の規定による請求があった施設または支弁を受けた施設が次の各号の一に該当するときは，措置費の支弁の決定を取り消し，若しくは支弁額を変更し，または既に支弁した措置費の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

(1)不正の手段により措置費の支弁を受けようとし，または受けたとき。

(2) 措置費の支弁の目的に反して措置費を使用したとき。

(3) 措置費の交付の条件に違反したとき。

(4) 前条の規定による報告若しくは検査を拒み，または指示に従わないとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条第1項関係)

入所定員	特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合			
	基本分	非常勤医師 人件費	支援員分	
			一般入所者数	
人	円	円	人	円
111-120	48,570	2,400	1-15	48,710
			16-20	49,010
			21-30	32,600
			31-40	35,450
			41-45	39,660
			46-50	39,780
141-150	44,160	1,900	51-60	30,930
			61-70	32,770
			71-75	34,120
			76-80	34,190
			81-90	30,410
			91-100	31,740

(注)

- 1 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費(月額)は、基本分、非常勤医師人件費および支援員分の合算額とする。

別表2

(第2条第2項第2号関係)

夜勤体制加算 (年額)
5, 153, 000円

(備考)

1 加算対象

次のいずれかに該当する施設であつて、かつ、夜勤体制に移行している施設として、市長が認定する施設

(1) 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所する施設

2 認定時期

加算対象施設および加算対象者の認定は、各会計年度の4月1日現在において行うこととする。

別表3

(第2条第2項第4号関係)

年間総雇用時間数	1施設当たり入所者処遇特別加算額(年額)
400時間以上	435,000円
800時間以上	726,000円
1,200時間以上	1,016,000円

(備考)

1 「高齢者等」の範囲

「高齢者等」の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 各会計年度の4月1日現在、又は年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において原則として満60歳以上65歳未満の者
- (2) 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- (3) 知的障害者(知的障害者更正相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳又は判定書を所持している者)
- (4) 母子家庭の母及び寡婦(母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び寡婦)

2 「高齢者等」が行う業務の範囲

高齢者等の身体的、精神的な状況等に適した業務であって、以下に例示するような入所者処遇上効果的な業務内容とする。

- (1) 入所者との話し相手、相談相手
- (2) 身の回りの世話
- (3) 通院、買い物、散歩の付き添い
- (4) クラブ活動の指導
- (5) 給食のあとかたづけ
- (6) 喫食の介助
- (7) 洗濯、清掃等の業務
- (8) その他高齢者等に適した業務

3 加算対象職員等の要件

加算の対象となる職員は、次に掲げる基準を満たしていなければならない。

- (1) 「高齢者等」を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における「高齢者等」の総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれること。

なお、非常勤職員であっても、その勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定の対象となる職員は対象とならない。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)で、その補助の対象となる職員は対象とならない。

- (2) 職員配置基準上、一部非常勤となっている調理員等の非常勤職員は加算対象とならない。
- (3) 雇用形態は、通年が望ましいが、短期間でも雇用予定がはっきりしていて、入所者処遇の向上が期待される場合には、加算対象とする。

4 加算の方法等

- (1) 算定の時期は、各会計年度の4月から11月までの実績、12月から3月までの雇用計画を元に3月1日現在の被措置者に加算する。
- (2) 母子家庭の母及び寡婦の確認は、福祉事務所等において行うものとする。
- (3) 「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数は、上表の年間総雇用時間数に算入しない。

別表4（第2条第2項第5号関係）

施設の区分	職員1人当たりの 平均継続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15%	13%	2%
C階級	10年以上12年未満	13%	11%	2%
D階級	8年以上10年未満	11%	9%	2%
E階級	6年以上8年未満	9%	7%	2%
F階級	4年以上6年未満	7%	5%	2%
G階級	2年以上4年未満	5%	3%	2%
H階級	2年未満	3%	1%	2%

(備考)

1 基本分

当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものとする。

- (1) 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とする。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなして算定する。
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法第2条に定める施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを含む。）、支援費の支弁対象施設及び特別養護老人ホーム）における勤続年数を合算する。
- (3) 1施設当たりの職員平均勤続年数は、上記（1）及び（2）により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。
- (4) 上記（3）の1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、各会計年度の4月1日現在において行うものとし、当該年度の中途において当該施設の職員に異動があつた場合にも再計算は行わない。
- (5) 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行う。

2 管理費特別加算分

- (1) 本加算分は、加算通知の別記の5に基づき、特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1%を加算するものとする。
- (2) 加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設で、各会計年度当初に加算対象施設を決定するものとする。
 - ア 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設
 - イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設
 - ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施して

いる施設

エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設

オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり、下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設

カ 上記の外、市町村長が特に必要があると認めた施設

(3) 本加算は管理費加算分として取り扱うが、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）」（以下「弾力通知」という。）の4のアにいう施設経理区分から、本部経理区分への繰入れ限度額には含まれない。

3 管理費スプリンクラー設置加算分

(1) スプリンクラー設備（「消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）」、「同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）」に定める設備・設置基準及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について（昭和62年10月27日消防予第189号）」に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3%を加算する。

(2) 本加算の認定は、原則として設置の翌月からとする。

(3) 本加算分は、弾力通知の4のアにいう施設経理区分から本部経理区分への繰入れ限度額に含まれる。

別表5（第2条第2項第7号関係）

費用徴収階層	介護サービス利用者 負担加算支弁割合
	%
1	100
2～22	99
23	95
24	91
25	86
26	81
27	76
28	71
29	66
30	65
31	64
32	63
33	62
34	57
35	54
36	51
37	48
38	45

（備考）

- 1 加算対象
施設の入所者であって、入所中に介護保険サービスを利用する者
- 2 認定方法
加算対象者の前月の介護保険サービスの利用実績に基づいて認定する。
- 3 39階層の者に係る介護サービスの利用料については、全額自己負担とする。

別表6 (第3条第1項関係)

区分		月額
養護老人ホーム		55,290円
地区別冬期加算(11月から3月まで)		9,220円
入院した場合の入院患者日用品費	基準額	23,150円
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別加算額相当額

別表7 (第8条第2項関係)

入所定員	特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合				
	基本分		支援員分		
	人件費	管理費	一般入所者数	人件費	管理費
人	円	円	人	円	円
111-120	44,700	3,870	1～15	41,800	6,910
			16～20	42,100	6,910
			21～30	28,000	4,600
			31～40	31,470	3,980
			41～45	36,000	3,660
			46～50	36,120	3,660
141-150	40,500	3,660	51～60	27,900	3,030
			61～70	29,840	2,930
			71～75	31,300	2,820
			76～80	31,370	2,820
			81～90	27,900	2,510
			91～100	29,230	2,510